

ひとり親家庭等福祉医療について

福祉医療の制度とは？

医療機関(病院等)への通院や入院により負担される医療費(健康保険適用分)の一部を助成することにより、本人やその家族の負担を軽減する制度です。

◇対象

ひとり親家庭の母・父	配偶者のいない者であって、20歳未満の子を監護しているもの
ひとり親家庭の子	ひとり親家庭の母又は父に監護されている子又は父母のいない子であって、18歳未満のもの又は高等学校に在学する20歳未満のもの
寡婦等	未婚等の女子のうち、年齢60歳以上70歳未満で、扶養義務者と生計を同一にしていないもの

◇手続き

福祉医療の認定申請を行い、審査後、黄色の「福祉医療費受給者証」が交付されます。

- 【手続きに必要なもの】
- ★印鑑
 - ★受給者名義の通帳（銀行又は農協）
 - ★支給対象者の健康保険証

◇認定期間

ひとり親家庭福祉医療は**毎年11月末日まで**、寡婦福祉医療は**毎年9月末日まで**が認定期間です。本人及び扶養義務者の所得の確認が必要ですので、毎年の更新手続きが必要となります。（所得制限有り）

◇対象となる診療

- ひとり親家庭の母又は父・子 入院、通院（健康保険適用分）
- 寡婦 入院のみ（健康保険適用分）

◇申請方法

対象者が医療機関を受診したら「福祉医療費支給申請書」に1か月分の医療費の証明を医療機関で受けたうえで、提出してください。証明の代わりに明細が確認できる領収書の添付でも可。（病院と薬局は別々の申請書での申請になります。）

申請書は、診療月の翌月以降から受付をいたします。

※健康保険から高額療養費、附加給付金が支給される方は金額の分かる明細書も必要です。

◇支給額

1ヶ月間に医療機関等に支払われた医療費から高額療養費、附加給付分を除き、自己負担額を差し引いた残りの額を助成します。

- ひとり親家庭の母又は父・子 1ヶ月に入・通院が1日の場合は800円(自己負担額)を引きます。
1ヶ月に入・通院が2日以上の場合は1,600円(自己負担額)を引きます。（調剤薬局分は自己負担なし）
- 寡婦 1ヶ月の入院日数1日につき1,200円(自己負担額)を引きます。

◇受付窓口 各支所の窓口へどうぞ

◇支給

審査後、登録(申請時)の口座に振り込みます。

※高額療養費、附加給付金を受けられる方など金額の確認のため支給まで数ヶ月かかることがあります。

※R5年10月1日診療分から、小・中学生については、現物給付による助成となります。
※学校管理下でのけが等で、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付金の対象となる場合は、福祉医療費対象外です。



お問合せは 南島原市福祉保健部 こども未来課
こども支援班0957-73-6652

※住所変更や保険変更をされた場合は、届出をしてください。